

大阪市障がい者施策推進協議会部会 第1回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成29年9月8日（金）

午前9時30分から午前11時30分

場所：大阪市役所本庁舎 7階 第6委員会室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：今日は朝早くから、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど中島部長からご説明ありましたように、今日もたくさんの資料と議題がありまして、2時間ではなかなか全てはかりきれないというところはあるかと思えますけれども、円滑な運営について御協力いただき、時間内に終わらせたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日の審議の進め方ですけれども、初めの1・2・3・4の報告のところを一括して報告していただいて、まとめて報告された後、一回目の審議と、その後、5・6・7・8につきましては、それぞれ一つずつ説明いただいて審議を行うというふうな形になっておりますので、よろしく願いします。まず初めに、事務局の方から、議題1から4について一括して説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

大森障がい福祉課担当係長：【資料1-1、1-2について説明】

春木基幹相談支援センター副所長：【資料2-1、2-2について説明】

大森障がい福祉課担当係長：【資料3-1、3-2、資料4について説明】

石田座長：はい、ありがとうございました。今、大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長の井上委員がお見えになりました。よろしく願いします。ありがとうございました。事務局の方から議題の1から4までについての説明がありました。各議題について委員の方からご意見あるいはご質問があれば挙手のうえ、マイクを使って最初にお名前を言ってからお願いいたします。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸ですけれども、前回も私、発言したと思うんですけども、相談支援員の研修の中で、医療的ケアの研修が行われているかどうかということ指摘させていただいたと思うんですけども、今回の報告にもほとんど内容が入ってなくて、中島部長が言われたように、総合支援法の一部改正で、医療的ケア児という項目が入ってるんですね。これから非常に大切なものを、本来なら総合支援法の中に入ったという形なんですけれども、その法律が次年度から動き出すということで、そのことが全然意識されていないような研

修に思われるんですけども、その点ちょっとお聞かせください。

石田座長：医療的ケアについての研修の現状と今後の計画がありましたらどうぞ。

船戸委員：相談支援になかなか結びつけないっていう制度的な問題もあると思うんですけど。相談支援に全然なかなか結びつけない状況があるので、もっと意識を高めてもらいたいなという感じですね。

吉田障がい福祉課長代理：障がい福祉課長代理の吉田でございます。現在その医療的ケアの研修の予定はございませんけども、ご意見踏まえて、研修の充実を図っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

船戸委員：前回もそんな風に答えてましたよ。もうちょっと意識的にやってもらわないとですね。

古田委員：古田です。おはようございます。地域移行についてなんですけれども、やはりこの間の基幹センターのコーディネートというのは、今も聞きましたら92%はグループホームの空き情報提供ぐらいになってまして。今回のこの地域移行支援の数字を見ても、ほとんどが精神、11件が精神、知的1ということで、全然進んでいない。この10年間ぐらい、自立支援法になって停滞しているという状況がありますので、自立支援協議会の中で、ぜひ地域移行のワーキングを作って、何が原因で進んでいないのか、どういうふうな仕組み・取り組み・制度利用を進めるのかということ、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

石田座長：事務局の方から何か。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村です。今、古田委員からもご指摘ありましたワーキングの立ち上げ、地域移行に向けた検討会というのは、今後立ち上げたいと思います。よろしくお願いたします。

石田座長：ありがとうございます。他、どなたか。

酒井委員：酒井です。よろしくお願いたします。資料4の指定相談支援の実施状況についてですけども、先ほどの報告でありましたが、計画案の達成状況がもうすぐ100%に行くということで、この内訳見ますと、利用率もあわせてですけども、やはり半分以上、セルフプランの方が多いう状況になってます。達成率100%に近づいていますけれども、セルフプランが半分以上占めているということで、相談支援のそもそもの本来の趣旨から考えますと、この状況というのは、セルフプラン自体が悪いわけではないですけども、ちょっとそのウエイトが高すぎるんじゃないかというふうに思います。このセルフプランの中でもって、半分以上がおそらくですけども、推測するのはやはり就労系サービスの利用者、単体で一つのサービスを利用

されてる方というふうにも思われるんですけども。今、とりわけA型事業所とかで不適切な支援とか、不適切な運営とかいうことが話題に上がってますけれども、やはりセルフプランでやっている、その支援についても第三者のチェック機能というのがありませんので、そのあたりをセルフプラン自体が全て悪いわけではないですけども、やはり第三者のチェックをどういうふうに入れていくのか、そういった観点でも問題意識を持っていただきたいなと思います。それから、地域移行支援について、古田委員のご指摘にもありましたけども、これだけの人口規模でこの人数というのはやはり少な過ぎると思います。とりわけ精神も11人ということでしたから、そんなことはないだろうというふうに思いますので、この事業、制度が活用されない要因が何なのか、早急に要因分析をお願いいたします。

石田座長：ご意見ということでよろしいですか。はい、わかりました。他にご意見とか。

加藤委員：ワークセンター豊新の加藤です。2つあるんですが、一つ目は、各区の自立支援協議会の活動状況についてということで、これは以前にも話しさせていただいたと思うんですが、報告とか、項目に、やはりいろんな状況を書いてあるんですけども、それを取り上げて市の自立支援協議会で議論するための資料としては、もう少し問題点というか。いったい何が問題なのかを各区で上げてもらう、そういう項目を作っていただいたら、それを元にして、こういう点についてはどうしましょうかって議論ができると思うんですが、その項目の構成を変えられないんですかねっていうようなお話を、確か何年か前にさせてもらったと思うんですよ。その点は簡単なことだと思うんですけど、項目を変えるというのは、そういう問題点という項目を作るという。それについてはどういうふうにご考えておられるのかということが一つ。それから、指定相談支援の実施状況についてですけど、これはやはり45%ですから、まだ低いと思うんですけども、特に各区でかなりばらつきがあって、30%台から50%台までとなったり。もう少し何か相談支援事業所が少ないところとか、何か重点的に、相談支援事業所を増やす取り組みをするとか、何かもう少しパーセンテージで低いところというのは、各区が意識して重点的にやっていけるような取り組みというのをされるとか、そういうことは難しいんでしょうか。

鳥屋委員：あるの鳥屋ですけども、同じく指定相談支援の実施状況のところ、セルフプランとそれから指定相談支援での割合も書いてあるんですけども、我々実際に相談支援している中で、実際に相談支援事業所が入ってるケース、特に地域の方はそれぞれ新規でサービス利用となると計画相談は必ず付くんですけども、地域と違って、入所施設もいくつか回ってくる中で、なかなか入所施設の中の計画相談、それも外部の計画相談支援事業所が入った計画相談の実施っていうのはすごく少ないという実感がありました。大阪市として入所施設での計画相談が入ってる率、そこの入所施設の法人ではなくて別の相談支援事業者が入ってる率がどれぐらいあるかというのを把握しているかどうかと、そこが進まない、結局、この地域移行の件数が進んでいないというのは、一つそこがあると非常に思いますので、それがどうかというのを教えていただきたいと思います。

石田座長：3点ありますね。一つは、地域の課題について、ずっと話になってるんですが、市の

自立支援協議会で審議できるような、そういうシステムが欲しいということですよ。

もう一つは、事業所を増やす、相談支援事業所を増やしていくような対応もこれまでたぶんいろんなことされてるかなと思うんですが、どんなことされているのかなということと、今後どんなことをお考えになっているかということ。それからもう一つは、入所施設の計画相談というのはあまり考えてなかったと思うんですが、そういったところで外部からのそういう計画を立てているかどうかということ。その3点について、お答えできる範囲でお願いできればと思うんですが。

内村障がい福祉課長：加藤委員からもございましたように、区の活動の状況を市の協議会で議論できるような項目については、もしかして前にも同じようなご回答なのかもしれませんが、検討させてください。相談支援事業所を増やす取り組みということで、基幹の方でこれまで相談支援事業所の設置の支援という形で取り組んでおりますが、今後そのあたり、さらに何が課題で、何が必要なかというのを、いろんなところからご意見いただきながら、今の段階では検討していきたいという答えでしかないんですが、進めたいと思います。

それと、最後、鳥屋委員からございました計画相談、入所施設の中の計画相談で外部からの相談支援事業所が入って計画を立てているケース、今すぐ手元にデータもないんですけど、それがわかるかどうか今この段階では言えませんので、わかればまた資料提出させていただきます。今のところは把握はできていないと考えております。

石田座長：わかりました。みなさんいろいろご意見あるかと思うんですが、まだあとたくさんの審議がありますので、1から4までの報告についての審議は、これで終わらせていただきたいと思います。次に、次期障がい者支援計画、福祉計画についての説明、議題5ですけれども、よろしく願います。

内村障がい福祉課長：【資料5について説明】

石田座長：事務局の方から、議題5についての説明がありました。ご意見、ご質問があれば、よろしく願います。古田委員。

古田委員：いろいろ計画策定で数多く議論されてご苦労様でした。施設の入所者のアンケートもまた取っていただいているんですけども、確か、10年以上の長期入所がすごく多かったんじゃないか。大阪府でも、確か、6、70%とかになってたと思いますが、大阪市の10年以上の数を教えていただけたらということと、あと、20年、30年、40年、施設入所を続けてるという状態の方もおられます。これでも、この間大阪市は社会的入院ですとか長期入所で、何もアプローチせずに、そのままの状態におらせることは人権侵害であるというように何年か前からですね、掲げていただいているんですけども、それでもこの間の先ほどの報告もありましたように、地域移行は遅々として進まず、そのまま放置されているに近い、相談支援が外からも入らないというような由々しき状態が続いております。それで、地域移行について、この長期計画、障がい者支援計画の中に、やはりこういう状態を続けていては駄目なんじゃないかと。入所施設の

位置づけを、いつとき過ごすような場に切り替えていくことですか、長期入所に、10年以上とくに陥る前に、本人の希望を聞いて地域移行を進めていくような、そんな仕組みを作るというのをぜひ明記していただきたい。そういうふうにとっかで切り替えていかないと、このままの状態が続いてしまうんじゃないかと危惧されますので、その点をお願いしたい。

それから、この間ですね、触法のケースの地域移行もあちこちでありまして、受け皿探しもしてるんですけど、なかなかない状態が続いておりますが、先ほどの地域移行支援の報告でも、触法の方の移行数というのは含まれてないのかなと思われるんですが、その数のデータがあったら、また示していただきたいということもあわせてお願いします。

石田座長：はい、ありがとうございます。鳥屋委員。

鳥屋委員：同じく入所施設なんですけれども、先ほど報告がありました、4割以上の方が大阪市外の施設ということで、大阪府外、他府県ですね、8.7%ということで、我々が相談支援するケースの中で他府県の入所施設に行かれてて、戻りたいとか、その施設がお手上げになっている状態の中で、戻れる場所がないと。今、大阪市が調整する機能がないからということで、何も手が打てなくて本当に行き先がなくなっているということになります。他府県の場合、まだ周辺の県であれば、我々も大変なんですけど、関わることはできるんですけど、もっともっと遠い県からも、実は問い合わせがありました。本当にどうすることもできなくて、そういったことで支給決定元である大阪市として、どうするつもりなのか、市としてどういうふうに関与できるかというところをどう考えてるかというのを教えていただきたいと思います。

石田座長：はい。よろしいでしょうか。入所施設は、短期入所であるとか、入所する前に何とか地域の中でケアできるようなシステムというのは、またこの中にも盛り込んでいただきたいというようなことがあります。

それから、ちょっとお答えいただきたいのは、触法の障がい者の数値について把握されているかということと、それから、今、鳥屋委員の方からありました都道府県から戻すためのこれまでの取り組みがあったのか、あるいは今後そういったことについての考えがあるのかといったところについて、お話し、ご説明いただければと思います。

内村障がい福祉課長：古田委員からございました10年以上の入所の数なんですけど、67.7%が10年以上入所しておられる方々の割合ということでございます。この地域移行が一向に遅々として進まない、それで、支援計画の中に入所施設は一時の場として、そこから地域移行できるようなそういう仕組みを作ることを明記できないかということでございます。そこはまだ検討させていただきたいと思っておりますし、本当にそんな仕組みが、このあと地域移行支援のワーキングを立ち上げていく中で議論させていただいて、その仕組みの構築はできるならば、そういった明記にもつながるであろうかと思っておりますけれども、今のところは検討の項目の一つとしてさせていただきたいと思っております。

それと、触法の地域移行の受け皿がなく、先ほどの地域移行の数の中に含まれるなら数をお示しくささいということですが、触法の方が含まれているのかということ、含まれていない、0

ということでございます。それと、鳥屋委員からございましたように他府県から、特に遠いような他府県から地域移行、大阪市から、過去にあるいは措置なりで施設入所していただいている方が戻りたいというような方に対する大阪市の関与でございますけど、基本、市の関与はどこまでできるのか、当然もともと措置元も大阪市でございますので、そこは特に区の相談支援事業者さんと連携して、どういった関与を、本来は市の中身として相談支援事業も委託事業として市の事業でございますので、連携して当然取り組んでいくんですが、具体的にどんな形ってというのはすぐには出てまいりませんが、そういう形でよろしく願います。

小谷障がい支援課長：障がい支援課長の小谷です。鳥屋委員がおっしゃられました、今、内村課長の方で具体的に今この時点で大阪市でどうやっていくということが、なかなか今お答えするのは難しいですけど、私、就任した4月からでも、数件、他府県から地域の方へ戻られるというところで、相談支援事業所の方でありますとか、実際受け入れられる事業所の方とか、区の方の担当も含めまして、いろいろと相談支援事業所の方々にはご苦労おかけしながら、なんとか地域の方へ戻ってこられることが多々ございますので、その辺につきましては今後いろいろ現場の方ともお話ししながら、できる限り、行政としてもやっていける限りのことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

古田委員：先ほどの触法のケースなんですけども、その地域移行支援の中にはカウントされていない、0件ということなんですけども。実際にはあっちこっちでやられてまして、定着支援センターとかもご苦労されてると思います。ただ、それがですね、全然市がリンクしていない、把握もできていないという状態なのであれば、それは問題ですので、これからの地域生活支援拠点の仕組みなんかでもって連携し、ちゃんと繋げていくような仕組みを構築する、今からでも数をちゃんと把握して、どんな状態なのかを把握していただきたいと思います。

石田座長：はい。わかりました。

鳥屋委員：今、小谷課長からもお答えいただいたんですけども、実際の現場では、相談支援事業所はそこに入ってですね、いろいろ調整するんですけど、やはりなかなか障がい重いケースであれば受け入れ先ってなかなかない状態。その時に、相談事業所も受け入れ側も民間と民間での受け入れ調整とかするんですけど、やはりどこもいっぱい状態で、待ちがある状態で、優先順位の調整というのが昔はあったと思うんですけど、民間と民間ではどうにもならないことが多くて。言いたかったのは、市として役割を明確に持っていただかないと、なかなかそういうケースの進展がないというところをどんなふうにお考えですかと。

石田座長：他府県から市に戻すときに、どんなふうな取り組み、あるいはどういうふうにお考えになっているかみたいな。

鳥屋委員：相談支援事業所に丸投げになっているような気がするんです。

石田座長：状況の把握から始めて。

小谷障がい支援課長：そうですね、またいろいろと現状を聞かせていただきながら、行政としてどういったところでそういったことが進んでいくのかですね、その辺について、また検討を加えながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

石田座長：今、ちょっと出ました、いろいろ。たとえば移行支援とか、今の触法のことであるとか、あるいは他府県からのことであるとか、また、この計画の中に盛り込んでいただいたりとか。あるいは地域移行のところではワーキングをやりますということですので、そういったこともちょっと加筆していただければありがたいと思ってます。この件、その後の6とか7とかも関係してますので、この計画について、議題5についてはもうここで切らせていただいて、その次の議題6の方に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。事務局の方から説明をお願いします。

内村障がい福祉課長：【資料6について説明】

石田座長：ありがとうございました。事務局の方から議題6についての説明がありましたが、ご意見とかご質問ございましたらよろしくお願いします。特にないですかね。

古田委員：この間、地域での課題というのがかなり重たいケースが増えてきておまして、家族全体に支援が要る、親が高齢で認知症を持っていたりとか。本人も障がい、子どもも障がいを持ってるというような複合的なケース、あるいは虐待を受けて緊急的に救出しなければならないケース。触法なんかで受け皿をいっぱい探さないといけないケースで、どの相談支援センターも、それから精神の地活センターも大変苦労して受け皿を探す取り組みをしていますが、なかなかいろんな障がいに対応できるスキルを持った、それぞれの障がいごとの場がみつからないという状態が続いておまして。なかなか解決できずに、どんどん困難ケース、緊急ケースは溜まってくるという由々しき状態になってきております。そういう中で、今まで区の相談支援センターの業務としては、どんどん業務が増やされてきてまして、今は触法の移行の調整ですとか、それから虐待の調整についてもですね、もともと業務の内容に含まれてなかったのも入ってきて。しかも、お金は公募の度に減らされるというような、無茶苦茶なことがなされてきてます。そして、この間、前回も6ヶ所くらい撤退したんです、24区のうち。そんなことを繰り返してて、非常に安定できないような形になってる。しかも、どこももうこのまま2人とか3人の規定でやっているんですけども、それではバーンアウトして、職員が潰れていく。実際に潰れていっていますので、4、5人の体制とか組んで、赤字でも職員を法人独自で増強して支えないと、とてもやっていけないというような状態まで追い込まれています。

これはもう、法人の善意で成り立ってるような状態に近いです。

地域でのいろんな課題をなんとか解決したい、支えていきたいという思いだけで、なんとか、今現在、区のセンター、精神の地活センターは頑張っているような状態です。ただ、これはもうその努力に市が甘えたらいけないと思います。やはりその努力に答えていくためのしっかり

とした財源を保障。またさらに、基幹センターとしての役割、最終的にこちらで上積みされるということですが、それに対して、少なくとも赤字が出ないように、しっかりと財源上乗せをして人員増強できるような形に持っていただきたいというのが一つと、それとあと、やはり今はこの自立支援法になってから、全部国民の契約なので、自分らで探さないという世界なんですけど、実際には受け皿がないので探せません。受け皿に対する支援というのは、なんとか考えていただきたいなと思っております。僕らも他府県からの施設の追い出しケースで、香川県まで何回も走ってきましたけれども、それに対しても交通費すらない。緊急の受け入れに対しても、国の報酬がすぐに出なかったり、出たとしても足りなかったりする。そういうケースに対してですね、国の報酬で出てるからなかなか上積みは難しいというのはよくわかりますけれども、国の報酬でこれは緊急で足りないなというような部分については、市独自で上乗せの加算補助を、ぜひとも受け皿に対して考えていただきたい。

それから、虐待のケースでしたらコアメンバー会議と言いまして、区が関与して、これは虐待ケースだと。それなら各課連携して、民間も含めて連携して、速やかに動ける体制がありますが、この困難ケースとか緊急ケースという虐待でなければ、なかなか自分たちだけで背負って誰も協力してくれない。特に行政機関も区役所の各機関も困難ケースであればあるほど、うちではないと言いたがるのはよくある傾向でありまして、それを防ぐためにも、困難ケース、緊急ケースというのをちゃんとすぐに判断できるような行政の仕組み、それに対して僕らも協力していけるような仕組みを考えていただきたい。

最後に、この精神の地活センターも同じような苦勞を抱えて頑張っていたいただいておりますので、それに対してもこの機能付加という部分を含めて、委託料の上乗せをお願いしたいと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。予算の話については、なかなかここで答えることは難しい。この議題で何か事務局からありますか。もしなければ、次に進んでもいいのかなと思って。実はこれ、ここで一番大きなのは基幹相談支援センターの業務が縮小されるということですね。その分、相談支援センターについては、次の地域生活支援拠点とかとも関係してくることで、先ほど古田委員からの意見の中にも入っているのも関係してきているのかなと思うんです。だから、ここでは基幹について特に何もなければ、もう次の議題でもいいのかなと思ってんですが、どうでしょう。いいですか。そうしましたら、先ほどの古田委員の意見もあわせて、次、議題7に移らせていただいて、7のところでも意見あったら一括してまたご説明いただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

内村障がい福祉課長：【資料7について説明】

石田座長：そうしましたら、議題7のですね、地域生活支援拠点等の整備について、先ほどの古田委員のご意見も踏まえて、ご意見、ご質問等がありましたらよろしく申し上げます。この説明の中に、かなり先ほどの古田委員の意見も入ってたのかなと思うんですけれども、特にないですか。



鳥屋委員：地域生活支援拠点に求められる部分では、やはり我々は緊急ケース、困難ケースを対応する中で、受け皿が本当にないということ、特に重度になればなるほど、その場がないです。

たとえば、身体であれば医療的ケアを伴うたん吸引、その辺があるだけでもほとんど全くと言っていいほど、受け入れてくれる場所がありません。あと、強い行動障がいがあるとすると、同じように全く受け入れてくれる場所がありません。そういう受け皿を増やす施策、相談支援のコーディネートもちろん大事だと思うんですけど、やはり受け皿がなくてはコーディネート機能が果たせないということで、受け皿を増やす施策をどうするかということ。

あと、緊急受け入れするにあたっては、やはりいろんな事業所もですね、通常の運営してしますので、グループホームであれば通常のグループホーム入居者がおられますし、ショートであってもショートの利用者がおられますし、生活介護であっても通常の利用者がおられます。そこにプラスアルファ、初めての人を受け入れるということは、必ず支援する増員が必要になるので、そうすると普通の今までのサービスもかなり加算がなければ、とてもそこに人を増員する手立てがないということで。ただ、通常の支給決定だけではない、柔軟な支給決定も必要ですし、加算も必要だと思っています。柔軟な支給決定するにあたっては、特例介護給付はどう使えるのか、虐待絡みでしか使えないのか、やはりもう一度検討する必要があると思いますし、あと、先ほどの柔軟な支給決定するにあたっては、私たちのケースでも、やはり区の方がまず支給決定するにあたっては市とも調整しますということで、行政間、区と市との間での調整が

いる。

そうすると、相談員が区にも連絡し、市にも連絡して、あっちこっち同じことを連絡しないといけない中で、行政側でもコーディネートする立場の人は必要だと思っています。それには、このケースがやはり緊急ケースであるという、地域側の認識と行政側の認識が一致しないと進めないと思います。虐待のケースであれば、地域側とそれから行政側、区とが同じ認識の下で一斉に動けるんですけども、今回の地域生活拠点に関係する緊急ケースも困難ケースも、地域側と行政側が同じ認識ができる仕組みが必要であると思っています。そういう意味では、大阪市の方で地域福祉計画も同時に、今度の平成30年からの策定に向けて進めていると思います。私も地域福祉計画の部会の委員としての取り組みをしましたが、その中で総合的な見立ての場で包括的相談推進委員を配置するというので、3区、モデル事業で今年もやっていたかと思うんですけども、今後、広まる、広げていく時には、ぜひ地域支援拠点のコーディネートも絡めてやるような仕組みにさせていただかないと、本当もったいないと思いますし、地域福祉計画と障がい福祉の方の地域生活支援拠点とバラバラでやっても、結局同じコーディネータ、窓口というのがそれぞれに存在するようでは、またすれ違いも出てくると考えております。その辺のことをどう考えているのか、また教えてください。

石田座長：ありがとうございます。行政側のコーディネートであるとか、モデル事業の話とかも出たんですけど。医療的ケアだとか行動障がいとか、緊急の受け入れがないっていうのはすでにこの課題の中には挙がっているんですが、具体的にどのような取り組みがあるのかということも含めて、説明できる範囲でお願いできればと思います。

内村障がい福祉課長：緊急のところは、緊急に受ける相談支援体制の緊急と、それを受けてその

方をどういった形で事業所さんへ繋いでといったような、こういった流れがあるかと思います。

まず、先ほどから古田委員からもありましたように、たとえば夜間とか休日とか、基本、委託料の中に入っていないのに、これまでやってるといふ、そういった部分も評価してという話、それは評価の方の話で、今後、地域支援拠点の中で国が言っております緊急時受入れ対応について大阪市としてなるような形で進めていきたいとは考えております。

それと、先ほど古田委員と鳥屋委員もありました独自の加算の話でございますね。こちらもちよっと検討させていただきたいと思います。

緊急時の認識の一致、これはなかなか区と市とのやり取りの中でも聞いたりすることもあるんですけど、こういう場合が緊急だという定義を作るのもなかなか難しいと思うんです。その都度、個別のケースの内容でやっていくのかなど。今後、地域福祉計画の中で見立ての場や包括推進委員はモデル的に今やっていって、この方々と絡めて、当然、地域福祉計画の見立ての場、今、モデル3区ですか、これから広めていくのかというのものもあるんですけど、これは複合的な課題のある場合ですよ。基本、障がいのある方は障がいの相談支援センター、たとえば高齢者は地域包括。ところが、ご家族が高齢でお母さんが倒れて、子どもさんが障がいのある場合は介護と絡めていかないといけないので、いわゆる横串の支援をしていかないといけない、こういった場合の見立ての場を活用して連携をする。もともとは本来見立ての場がなくてもできている話だろうということなのかもしれませんが、そこはさらに見立ての場を区に配置してやっていくと、こういったような絡め方になってくると考えております。以上です。

加藤委員：緊急時の対応って非常に難しいと思うんですけど、年間でいくつか出てきていて、その時に一つの方法として、この前もちょっとあったんですけども、その日、家に帰れない子どもさんが、その人が通ってる放デイが、日中の施設ですけども、どこもショートが難しいということで、その日は一日泊めてくれて、その次の日からはショートでいけたので、つなぎでやってもらったりということがあったんです。私ども法人でも、緊急の時というのは、今は日中の施設で泊まるということはないですけど、グループホームに泊まったり、そこに日中の職員が入って泊まるようにしたりとか、緊急対応というのをしてるんですけど。本当に社会資源がないっていうのは、どこの区でも同様だと思うんですが、すぐにショートの事業所作るとか、入所施設作るなんてことは、なかなか難しいと思うんですけど。今、日中の施設っていう、これも社会資源ですけど、そこを利用して、その人たちが泊まって、緊急にあって、そこを見るというようなことをできやすくするような補助とかそういうのをやっていただくとか。そうすると、その施設の職員が泊まるというのは、利用者にとっても普段関わってる人ですから、安心して緊急時に泊まれるとか、安定して泊まれるって非常に大事だと思うんです、利用者さんの立場からしたらね。市が、日中の施設は難しかったら、どこか区の中に泊まれる場所をどこか作って、職員の方は普段関わってる方がそこに泊まるとか。そういうことができるような制度とか、そういうものを考えていただくとか。そういう状況を最大限に利用して、緊急時に対応していくことが可能になるんじゃないかなと思うんですが、そういうことに対して、どういうふうにご検討されるかお聞きしたいんですが。

石田座長：事務局の方でお願いできますでしょうか。

内村障がい福祉課長：はい。もともとこの資料7の一番最初に国が求めている機能とイメージの絵があるんですけど、ここで今、いろんなご意見があった中で全部この中をきれいにセットできれば集約できるのかなと思うんですけど。まず、相談支援体制の1の相談支援の部分では、常時の連絡体制、緊急時の連絡体制、サービスのコーディネートが今できないと。なぜできないかといったら、右の絵でありますように、日中系とか緊急時の短期入所やグループホーム支援、ここで空いているのに、たとえば行動障がいのある方では受け入れられないから、空いているのにお断りされると、結局そういったようなコーディネートができないっていう。先ほど古田委員、鳥屋委員からもありましたとおり、そういった意味での各事業所間の人材のスキルを上げていかないといけないという課題が見えております。

それと、2の緊急時の受け入れの対応の中で、そもそも夜いつでも受け入れてくれるところに、今現在、特に大阪市は障がい施策だけで空床確保とか、そういうものはございません。これをどういった形で緊急時でも受けるような体制を作っていくのか。これは、今後まだ検討が必要なんです。他都市もいくつかちょっと進んできております。そちらも参考にし、また大阪市の各区センターさんのご意見もたまわりながら、検討を進めていく。

その緊急の場ができれば、基本的にどうしてもどこか受け入れていただかないといけない。たとえば空床があれば、大阪市として空床が確保できれば、そこに入れていただく。そこに当然支援員さんがおられます。顔見知りではないので、やはり一人ではなかなか困難だろうと。そういった場合、やはり体制を組んでいかないといけないという、先ほどの話もございます。そういった仕組みができないのか、これから考えていく中身となっております。

3の体験の機会の場はどちらかというと地域移行の前段階の訓練の場、体験の場ですので、これはちょっと置いておきます。

次の4の専門性でございます。これも、やはりそれぞれ専門性が、先ほどのスキルが要る部分とかぶってまいりますので。その人材を上げることによって、右のイメージ図で見いただきますと、相談事業者が今まではコーディネートしようとしても、各日中系にしても、グループホーム、支援施設にしても、断られていたのが言うだけでそのスキルは上がるとは思いませんし、その仕組みを大阪市が何か手立てをしないと簡単にはいかないのは重々承知しておりますが、それが上がってくれば、まさにイメージ図の横の線の繋がり、円になっている繋がりですね。今の状況で言えば、今この円がものすごく細いというか、あまりないというか。あるのはあるんですけど、これを太くしていく。そういったような施策を進めていきたいなど。それが、まさにいろいろな意見がありました中での、一つの解決に向けた中身になるのではないのかなと。

ただ、ご意見の中で、この絵の中に入っていないのは、行政の関わりがどこにも絵に入っていないですね。さらに、大阪市として支給決定の特例給付の話とか、行政の関わりもどういった形で、今、正直、自立支援法が入って、先ほどもありましたように、民民になってから市の職員、区の職員の関わりが非常に薄くなっております。それは民民で契約、契約方式になったからです。ただ、その代わり、行政の代わりとして区相談支援センターを委託事業としてやって、区相談支援センターが関わる形に変わってまいりましたので、区の関わりが非常に確かに薄くなっております。そこをどういった形で、市の職員も区の職員も含めてのスキルアップを、

こういった仕組みや形にしていくか、これは検討していかないといけないですけど、それがきれいに整うと、面的整備が整うと、今まで出てきた課題が相当消えていくのかなと考えております。いろんなご質問のお答えになっていないかもしれないですけども、ご説明させていただいた次第です。以上でございます。

石田座長：はい、ありがとうございます。おそらく、資料7の整備について、内容については皆さん同意できて、上乘せでこういうふうなこともあるだろうと話があったりするんですが、おそらく、これについて何か違いますっていう意見はないのかなと思うんですね。ただ、どうやってするんだっていう話ですよ、結局のところ。そこには、先ほどの加藤委員の話もありましたけど、補助を打ってくれませんか。古田さんの意見にもありましたよね。緊急時には何かそういった財政的な支援はないのかっていうところです。それはここで審議することではないんですが、大切な中に、受け皿を作るもそうです、お金が要ります。だから、結局その問題になってくるんですよ。それをどうやって提案していけるのかっていうのは、少し考えてもいいのかなと思うんですよ。一つは、鳥屋委員がおっしゃったモデル事業みたいな形はとれないのか、あるいは競争的資金ですよ。行政にばかり任せているのではなくて、今までいろんな意見が出たようなことをまとめて、自立支援協議会であるとか、各センターであるとか、そういうところが提案して、これでお金取れませんかというやり方もあるわけですね。今まで、行政にいくらいくら取ってくれて言ってたけど、そうではなくて、下から取っていくという形だっているわけですよ。その時に、もう既に区でも、あるいは市でも、そういう競争的資金についての制度はあるようです、いくつか。そういうこともちゃんと紹介してもらえたらいいかなと思うんですよ。そうすると、その中で今現在、何が一番重要なのか選択して、競争的資金を充てるという考え方もあるかなと思うんですね。そういうところの競争的資金というのは、だいたいNPOとかでないとなかなか出ないと思うので、自立支援協議会とかでは難しいかもしれないですけども、各法人でそういったところに出していくということも一つ。ただ、それはパーマnentではないですよ、一番大きな問題は、最終的にそこまで、継続的にそれをやっていけるかどうかっていうのは難しいんですけど、ただ、下からそういったものを上げていくことも、私は大切かなと。なんでかといったら、予算で止まるんですよ。それは、もうどうしようもないですね。ここで、事務局の人も同じ思いですよ。委員も同じ思いです。だから、同じように考えているのに、なぜできないのかは、資金ですよ。だから、その資金をどうやって確保するのかということを考えざるを得ないというのが現状の私の意見です。その中で、こんな取り方もあるだろう、こんな提案の仕方もあるだろうという、古田委員とか、加藤委員とか、鳥屋委員がおっしゃっていただいたんですが、そういったことを含めて、そういったものを何か作れないのかなと。市の自立支援協議会に上げれるのであれば、そんなことも上げてもいいかなと思うんですよ。

他に何かご意見ありますか。

古田委員：この地域生活支援拠点を考えていくためには、グループホームというのは非常に重要な役割を果たすということになってくるかと思うんです。先ほども、設置促進を考えますということでは言っていたんですけど、この間、グループホームはいろんな課題を背負わさ

れてきてまして。一つは消防法のスプリンクラーを設置しないとイケない。これは大阪市は特例を作ったので、だいぶ楽になってるんですけども、やはり一層そういうのも絡んで、区分4以上の方はこれからはお断りしようかっていうグループホームが出始めています。

それから、あと、地域住民の反対運動が、今、豊中でかなり猛烈にありまして。もう、地区計画を作って、グループホームを完全排除しようというような動きにまでなっていってるという。そういう障がい者差別の典型的な排除運動みたいなが出てきてるということ。

それから、今、夜間支援がですね、労働法令の方で、ちょっと問題にされ始めてきてまして、あっちこっちで起こり始めてるんですが。介護でも、グループホームでも、夜間支援で仮眠を取ってる時間は、休憩時間というような形で福祉の方は捉えてきているんですけども、これが労働法令でいうと、そんなものは休憩時間とは違ふと。待機時間、イコール手待ち時間って言うんですけども、それは全て労働時間だということで、全額お金を払いなさいみたいな指導がされるようなケースが出てきています。そういうふうになってきますとですね、誰も、夜間支援、これだけの報酬しかないのに、こんなリスクを背負ってまで、下手したら全員の分を2年間遡ってみたいと言われるケースにも発展しかねないので、この辺も、やはりグループホームとしてどういう体制で、どういう報酬でやるのかっていう議論が、国にも不足してます。

2日前の厚労省の会議では、重度対応型グループホームという新しいまた類型を作るという話が出てきているんですけども、また20人のグループホームみたいな格好で出されて、看護職員も配置できるような、そんな案が出始めていますが、やはり大阪市はもう、10人まで、せいぜい大きくても10人までというのは維持していただいて、やはり重度の人であればあるほど、個別の対応ができるような体制というのはあわせみてですね、国にもしっかり提案して来て、大阪市独自でもですね、検討していくというようなそういう流れで是非とも頑張っていたきたいなと思っています。

石田座長：はい、ありがとうございます。他にご意見とかないですか。はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：地域支援拠点で、今日のご報告がこの間の大阪市の相談支援体制の現状と、それから実際にアンケートをしての課題がこうでしたといった整理があって、だけど、最後、今後に向けた地域支援拠点の、3ページの下にあるこの2行で、アンケートで見えてきた課題を対応する施策を検討し、順次実施していくというところだけで終わっていて、具体が何もなかったことがとても不安です。これで終わらせないように、本当に次の1年で何がどうできるのかというのは、やはりここで終わらないよう具体を出して、どうできたかっていうのを、また振り返るっていうのを、必ず取り入れていただきたいと思います。

石田座長：ありがとうございます。何何が必要って書いてるけど、だから必要だから何をしますと、このことですよ、このことについてちゃんと、はい。

内村障がい福祉課長：30年度から31、32年度の3年間をかけて、この課題解消できるような施策を何か打っていきたいです。ただ、30年度に報酬改定がございますので、この報酬改定に絡むような部分については、もうちょっと、31、32年ぐらいになってくるのかなと。その報酬改定

に関わらない部分で、方針として、すぐできることからやっていきたいと思っております。具体的に、今、何やとか、ちょっとお金に関わってくる部分ですので、申し上げることがなかなかできないんですけども、そういった形で取り組んでいきたいと思っております。

石田座長：ありがとうございます。ご意見とかあるかもしれませんが、次の審議8の方に移りたいと思っております。実はこの審議8は、もう少しやり方、これはお金なしでできることなんですけど、やり方があるかなど。システムを、加藤委員の方からの意見がありました、これについて今後ちょっと検討していただきたいんですが、こういった形で、ただこれ自身をここでちょっと検討できないかというふうなことなんです。一番はじめに項目の話がありましたが、ただ、今日はこの回答ということでご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

内村障がい福祉課長：【資料8について説明】

石田座長：はい、ありがとうございます。これまで審議してきた中身のことがたくさん出て。たとえば計画相談ですね。冒頭、酒井委員の方から出ていたようなことですし、他の東住吉の方の地域支援の方でも、人員であるとか、マンパワーのことであるとか、社会資源のことについてもそうなんですが、何かご意見とか。

古田委員：これ、毎年言わせてもらっているんですけど、なんで2区だけなんですか。前は全区で出していたのが、ぐちゃぐちゃにされたのはよくわかるんですけども、全区で出す仕組みを早く作ってくださいよ、今年からは。これ、どういう調整されてるんですか。

内村障がい福祉課長：これまでの議論の中で、古田委員から、なんでいつも24区から上がってこないのかと言われてます。だから、こういうのもありますので、何かあれば言ってくださいねと、常にこちらの方からも発信しているんですけども。

古田委員：専門部会とか、支援調整チームとか、出どころがバラバラなような感じがあるので、これも区と統一して、もう、自立支援協議会なら自立支援協議会で、加藤さんが言われたように、地域課題をちゃんと上げられるような、集約できるような仕組みに今年度からしていただきたい。

内村障がい福祉課長：今までからそうなってるんですけどね、仕組みは。

古田委員：声が届いてませんよ。区の協議会で聞いたことありますか。

岡委員：これ、各区のシステムが違うので、それをちゃんと区の状況を把握したうえで周知しないと、こういうのがありますっていても、区ではなかなか、区役所の人はわかっても、地域の事業所の人たちはたぶん理解ができないので、その辺は丁寧に情報を下ろしていく必要がある

るんだらうなということがありますし。あとは、あまりにも、港区もそうですし、いろんなところの区から上がってきて、西成区もたくさん出しているんで、あまりにも回答がかい離している状態のものが非常に多くて。これを出すために、何時間事業所の人たちが会議を開いて、出してきた要望に対して、たとえばよくあったのがですね、移動支援の回答なんかは、国に要望を出してますと。いや、違うんですと。聞いているのは、大阪市として今どうするんですかという話に対して、国に要望出してますってことで。これ、半年とかかけながらずっとみんな議論してきた回答が集約されていることが、ものの5分間で終わっちゃうんですね。それはあまりに、今日もこの会議行く前に、これ、ちゃんと言ってきてみたいなことを期待されてくるにも関わらず、ちょっと恥ずかしくて、これ持って帰れないので、やはり議論できるような体制を作っていたいただきたいなと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。冒頭、加藤委員がおっしゃったばかり、ちょっと項目分けとかしたりしてね、出しやすいシステムを作ってもらえたらなというのはあると思います。よろしくをお願いします。

内村障がい福祉課長：今、岡委員がおっしゃられたように、たぶん、相談事業所まできれいに届いてないのかなと。もうちょっと丁寧というの、そのような形で努めて参りたいと思います。

北野委員：一言だけ。気になったのは、資料5の障がい者等基礎調査の結果の③のところなんですけど、資料5の4の結果なんですけども。このとおりでなただけど、これをあまり素直に取って欲しくないなと思ったのは、一番、皆さんもおそらく気付かれたと思うんですけどね、地域移行したいと思うかという問いに対して、33.2%の方がずっと施設にいたいと答えておられます。これをあまり素直にとってほしくないといいますか。実は、今、地域移行でいろんなプログラムを他の市町村でやってるんですけど。たとえば、20代後半から施設に入っていっちゃる方とか、精神科の病院いっちゃって、40年ぐらいいらっしゃる方をヒアリングしたら、そもそも相談支援が入ることを言ったら、逃げる。来て欲しくないと。よく聞いたら、私を追い出す気なのかとおっしゃる。私はずっと地域で暮らしたいと思ったのに、誰も応援がいなくて、40年間も置いておかれて、どこも行くところがないのに今更きていただいても、本当に私を応援してくれるかどうかわからない人たちには来て欲しくないと、はっきりおっしゃるんですよ。それぐらい、やはりこの人は本当は地域で暮らしたかったのに、誰も応援する人がいなくて、40年も置いておかれて、やはり本当に地域で暮らせるのかどうかということを明確にしてもらわない限り、何か、とおっしゃりますよね。ですから、ここは、彼ら、彼女らの思いをしっかりと理解して、地域で暮らす仕組みをちゃんと構築していくことと、相談とがリンクしていかなければいけないと。だから、それが今回の資料7で出てきた地域生活拠点の問題にも関係するんですけど。拠点の場合でいうと、もう皆さんの資料に書いてある、この資料7の1ページ目の下にあるこのとおりですよね、3つしかないんですよ。コーディネートを担える優秀な人材を、複数といいますか、必要な24時間対応できるぐらい置いて欲しいというのが一つと。二つ目は、優秀な人材を置いて、重度の障がい持ってる方、特に、強度行動障がいの方に

ついて受け入れる事業所はないと。だから、コーディネーションなんてできないんだと。サービスの必要なものをちゃんと作りなさいという二つ目。

あと、地域ごとにサービスの必要量に違いがあるから、やはり一個では無理だろうと、必要な圏域を作って、圏域ごとにちゃんとね、圏域の拠点を作って欲しいと、これも3つ。この3つがちゃんとできれば、もう何も言うことない。ただ、この3つが本当に大きな課題でね。

ですから、このことについては、私は、実は鳥屋委員がおっしゃったとおり、一つはやはりこの地域福祉計画も含めて、地域の圏域というのはどう考えて、地域の圏域の中でどんなふうに地域福祉計画と連動しながらどこまでやるのかというのが。なぜかというと、緊急対応といっても、たとえば震災の場合も含めると地域の福祉計画との連動がなかったら、震災対応なんかできない。震災の場合はそうですね。

あと、やはりはっきり言えば、たとえば多くのケースは他の市町村に聞いてると、やはり精神の緊急対応できてないところがあって、精神の相談がどんどん入ってくるのね。でも、大阪の場合、おそらくチーム組んで精神科の病院が持ち回りでしっかり24時間対応とか、しっかり相談の仕組みを、こころの健康センターも含めて持っているのなら、これは拠点のやるべき仕事ではないですよ。こころと精神科の病院でちゃんと対応したらいいことであって。あるいは医療の場合でね。本当困ってる時に医療の対応は医療の仕組みでやるべきであって。これ、福祉のこの仕組みでやるべきではないんですよ。だから、ちゃんとそれぞれの仕組みの拠点が、さまざまの緊急対応の問題をちゃんと整理して、分析して、どこが本当に緊急対応を一次的にやるべきかということを明確にされたら、おそらく障がいの我々の世界で、残る拠点でやるべき緊急対応とか問題ケースというのは限られてきますよね。その限られてくるケースに対して、どうしたらいいのかという議論をちゃんとやるべきであって。その時に、加藤委員がおっしゃられたように、やはり、そうすると、あるべき社会資源は決まっているから、今ある社会資源を有効に活用して、日中活動をやっているところで熱心なところには、夜間の、悪いけどやってもらおうと、ちゃんとお金つけますと、そういう仕組みをやれば、基本的に、もうだいたい問題解決すると思うんですね。そこを、具体のイメージを出していかれたらいいだけじゃないかなというふうに、今日、聞かせていただきました。

石田座長：ありがとうございます。ちょっとご意見とかご感想とか、北野委員の意見があつてあるかもしれませんが、もう時間になりましたので、これで全ての議事を終了したいと思います。全ての議事を終了いたしましたので、マイクの方を事務局の方にお返しいたします。皆さん、本当に熱心な議論、ありがとうございます。